

○ 宮島部会長

どなたにお聞きしたいですか。

○ 堀委員

これはここに書いてある矢野さんあるいは岡本さんですが。

○ 宮島部会長

大変申し訳ありませんが、矢野委員、上に書いてあることもありますので、解説をしていただいた方がよろしいかと思いますけど。

○ 矢野委員

もちろん情報公開という意味もありますが、基礎年金と2階の部分とは性格的にも違うので、保険料も給付も、全体を足せば一緒なんでしょうけれども、分けて明確に管理していくことがいいのではないだろうか。放っておくと、基礎年金部分の比率がどんどん高くなっていくというようなことでいいのだろうかということあります。将来的には、私どもは1階の部分は全部税方式にと言っておりますので、おのずから分離されるわけありますけれども、その途中経過、全部が実現されるまでの間は、きちんと管理を別にしてやっていくということが年金の運営のためにもいいのではないか、こう考えているわけです。

岡本委員の意見は、私が代弁するわけにもいかないのですが、基礎年金の拠出金制度のあり方ということを論じているわけでありまして、1号の中でもきちんとまじめに払っている人たちに負担がかかってきているという現実がありますし、多くは資料にもありましたとおり、被用者年金の方に負担がかかってきているわけでありまして、これが本当の公平な負担の形なんだろうかということはきちんと議論しておく必要がある、こういう考え方ではないかと私は思います。

○ 堀委員

ご承知のように、厚生年金は応能負担で徴収して、基礎年金と2階部分の厚生年金を支給するという仕組みです。基礎年金は国民年金として支給されますけれど、厚生年金の保険料で基礎年金と厚生年金の両方を一体として賄う仕組みになっています。

それと、先ほど数理課長から説明がありましたように、厚生年金の保険料と積立金の運用収入で基礎年金と厚生年金の費用を賄うわけですが、その運用収入が基礎年金と厚生年金にどういうふうに配分されるかはわからない。全体として一体として賄う、そういう財政構造だと思います。厚生年金保険料の基礎年金部分を明示するのは、情報公開としては意味があると思いますが、それがどういう政策につながるのでしょうか。

2点目ですが、基礎年金は全国民が負担をする仕組みです。負担の仕方は、一人当たり

同じ額を平等に負担をする、そういう考え方です。未納者・未加入がいれば、その分保険料が高くなることは確かです。しかし、将来は未納・未加入期間の基礎年金は支給されませんので、そのときには負担は下がります。そういうことも考える必要があるのではないかと思います。

○ 宮島部会長

堀委員から5ページのところですか、積立の話と確定拠出ですか、こここのところ、論点を中身に沿って見直してほしいということがございました。もう一つは、矢野委員との間で議論がございましたけれども、特に基礎年金部分と報酬比例部分を財源的に分離するという、こういう形で一応試算をしてみる場合に、情報公開的な意味と、もう一つは、矢野委員の場合は将来の税方式化への途中の姿というような位置づけになっているとは思います。先ほどご説明のありましたように、運用収入とか積立金の扱いをどうするか、問題は残ってくるということは無論あると思いますし、それから、もともと基本的に賦課方式に限りなく近い形の国民年金と修正積立方式なり修正賦課方式と言われている厚生年金を制度としてつないだときにどういう問題が起こるか、これはなかなか単純にはいかない面もございますけれども、今、お二人の間で幾つかの論点が出てまいりましたので、ここを特に書き換えるということはいたしませんが、そういうことで、これは残しておいて、次の議論にできればつなぎたいというように考えております。

ほかに9ページの上から数行目までのところで何かございますでしょうか。山崎委員。

○ 山崎委員

先ほどからの議論なんですが、1階部分と2階部分を分離することにつきましては、老人保健の拠出金でも不透明だという議論があります。そういう反省があったからなのか、介護保険については医療保険料と介護保険納付金の部分、一応我々個々にわかるような形にはなっているわけですね。ですから国民的な合意を得る上で、今日の資料にもありますが、17.35%の保険料のうち4.9%は基礎年金に充てられていますというふうな説明をきちんとされる、あるいは給与の明細でそのことがわかるような仕組みにするということはあり得るのかなという気がします。それが一つ。

それから、保険料を納めていない人がこれだけいるという話の中で、しばしば免除の方までも含めておっしゃるのですが、これは免除という制度を設けなければならない問題なんですね。つまり医療保険の世界では保険料が負担できない人は生活保護に回すわけです。年金では生活保護も含めて低所得者について、年金保険の中に抱えているわけです。抱えたことによって今のようなご指摘があるわけで、どちらがいいかというと、私は年金保険

の扱いの方がいいと思っております。したがって、明らかに負担能力がない、その方たちにも年金の世界に入っていただく。しかし、免除という扱いをするわけですから、免除者が保険料を納めていないということを議論する感覚は私にはわからないということでございます。

むしろ問題になるのは、免除を受けたことによって、基礎年金満額にならないということを問題にするのであれば、そちらを論点にした方がいいと思っております。

○ 宮島部会長

それはやや論点としても具体的に追加してほしいということですか。

○ 山崎委員

追加する必要はございません。

○ 宮島部会長

わかりました。ほかに、翁委員。

○ 翁委員

論点の追加ということではなくて、5ページのところで、公的年金の一部に積立要素を入れることについてどう考えるかというところについてのご指摘があったんですが、私の問題意識としては、ここで書いてあることは、後ろの方の給付水準との話もございますし、さっき渡辺委員がご発言された私的年金との役割分担をどうするかということにも関わってくる部分です。公的年金の内側にそういうものをつくるのか、それとも既存の確定拠出を広げていくような形で、そういう制度をつくっていくのかということでは、恐らく様々な論点が密接に関連することだと思うので、今後の議論のときに、是非、そういういろいろな論点をうまく有機的につなげるような形でお願いします。どうしても項目ごとに整理すると分断されてしまいますが、確定拠出とか積立要素を入れるということについて、今の制度設計からどういうふうに発展させていくかというような議論ができればというふうに思っています。

○ 宮島部会長

わかりました。これは恐らくほかにもそういうところがございまして、どうしても論点が箇所によって少し分断されていて、併せて見る必要があるというようなことで、その必要性をある点で、気をつけながら少しまとめましたけれども、まだ、こういう点がありますので、それは議論する際に、関連するところはどこかということを明確にしておきたいと思います。ありがとうございました。大澤委員どうぞ。

○ 大澤委員

これは事によったら論点の追加をお願いすることになっているのかもしれないのですけれども、6ページから7ページにかけて、自営業者グループの所得把握の問題点を指摘する意見がございます。ここで今まで意見を出していないのがいけないのですけれども、ただ、所得捕捉が困難、ほとんど不可能というのが自明のようになっているのは少しまずいのではないか。と申しますのは、ご承知のように、国民健康保険という制度がありまして、これは自営業の方、無業の方でも所得だけでは、ご承知のように応能割と応益割というふうに保険料を国保税という形で賦課しておりますし、応能割というところには普通の収入だけではなくて資産から上がるようなものまで含めて、能力を把握した上で国保税を課しているという制度が現にある中で、自営業の人の所得把握はできないのが自明のような意見だけというのはちょっとまずいのではないかというのが第1点でございます。

第2点は、これは整合性ということで、矢野委員に対するご質問になりますけれども、新たに出されたご意見で、19ページ目の真ん中で、ちょっと飛んでしまうのですが、実は1ページのご意見との整合性ということですのでお許しいただきたいのですけれども、矢野委員は、適用拡大について、パート労働者等を多数雇用する企業のことで、「負担に対する反対意見が強いことに留意する必要がある」とおっしゃっております。

ところで1ページ目に要約されております矢野委員のご意見では、「既受給者も含めて国民全体で痛みを分かち合うことが不可欠である」というふうにお出しになっておりまして、19ページでおっしゃっていることは、ご自身のご意見というよりは、そういう意見が強いということでの紹介だとは思いますが、ここは1ページと19ページに飛んでしまって大変恐縮なんですけれども、ちょっと疑問に思った次第ですので、その点を申し上げさせていただきました。

○ 宮島部会長

後の部分で、矢野委員からございますでしょうか。

○ 矢野委員

ほかのところでも言っているんですけども、支え手の拡大の問題は、定性的な議論だけではなくて、年金財政全体に与える影響について定量的な議論が必要だというのが大前提です。ここにパート労働の問題について触れましたが、これは業種によっても大分違うと思うんですが、現実にそういう意見が出ているということを、やはり年金部会の方によく承知していただいて、確かに支え手が増えることによって収入は増えるかもしれません、将来の支出がどうなっていくのかということを総合的に考えながら、答えを見していく必要があるということあります。

年金改革の基本的な視点と、適用拡大という問題の間に、私自身は齟齬はないと思っているんですが、ただ、少しいろんなデータをもとにして議論する必要がある。いろいろ背後には賛否両論があるということを認識していただきたいという意味で書きました。

○ 堀委員

今の大澤委員のご意見についてですが、ここで自営業者の所得把握と言っているのは、サラリーマングループと自営業者グループを一元化した場合の問題です。現在のシステムでは定額部分がありますから、高所得者から低所得に所得再分配がなされるわけですね。所得把握が正確でないと、一元化した場合サラリーマンから自営業者に不公平な所得移転がなされることになります。

大澤委員の例は自営業者グループの中の問題だと思います。所得把握に問題があることなどにより、現在では健保と国保に分かれています。自営業者と被用者の制度の一元化が問題にならなければ、今のような形でいいと思います。後の給付体系のところで、スウェーデン並みに所得比例年金だけの1階建ての年金と最低保障年金をつくるという案があるのですが、そういうふうにした場合も所得把握は問題になると思います。というのは、所得を少なく申告した者の保険料は低くなって、年金額も低くなります。年金額が低いということに着目して最低保障年金を支給すると、これはまた非常に不公平な所得再分配が行われることになります。したがって、私は所得把握の問題というの非常に重要な問題だと思います。

○ 宮島部会長

多分これは実態が具体的にどうかということが必ずしもはっきりしない面がある。言つてみれば源泉徴収か申告型の納付かという、納付手続、徴収手続の違いが非常に大きいということが恐らく言われていることだと思いますね。ですから、もしこの議論をすると、もっと実態を踏まえた数字で議論しなければいけないと思いますけど、恐らくこれは徴収方法とかそういうことを念頭に置いたものだと私は理解しております。

それでは若干その先にも議論が含まれておりますが、次の9ページ、前に戻っていただいて結構ですし、またからめていただいて結構ですので、9ページの3. のところから、今度は「給付と負担」に関するものが出てまいります。先ほども少しご議論がございましたけれども、恐らくここの中で議論されるべきものであるかと思いますが、給付の水準に関する意見。それから、先ほど翁委員が少しお話になりましたような9ページから10ページにかけてあったようなものも任意加入と組み合わせるものもここに入ってきております。

②の方は保険料の問題でして、非常に理念的なものから、当面どう考えるかという問題も確かに混ざっておりますけれども、保険料凍結解除、上限の話、保険料の引上げ方の問題、11ページの③にまいりますと、社会経済の変動に対する安定化装置的なものについての議論がここに入ってきております。

13ページの④では、既裁定年金に踏み込むことと、それについての議論がございます。

以上、中身は幾つか分かれますが、これについて、改めて少しご議論があれば伺っておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。特に今回新しい論点として加えられたものは余り多くはありませんが、どうぞ、何かご意見があれば。給付水準など、このような整理の仕方でよろしゅうございますでしょうか。②、保険料負担のあり方、10ページでございますが、11ページ③、想定を超えた社会経済の変動に対する対応の仕方ということです。これはいざれこういうことを議論する場合には、少し具体的な制度の設計等は当然考えなければいけませんので、その際にはもう少し詰めた議論をしなければいけないものはございますけれども、現在のところはこういう論点の整理ということになっております。

もちろん中身についてはいろいろご意見があることは承知しておりますが、論点の整理の仕方としては、こういうような形で整理をさせていただくということでよろしければ、次にまいりまして、13ページの4. 国庫負担の引上げ及び安定財源の確保にかかる点でございます。これにつきましては、13ページの下の方から、特に社会保険方式における国庫負担の意義ということがますあります。これはやや一般論的なものでございますが、その次が基礎年金の国庫負担の水準についてどう考えるかということで、先ほど15ページのところで、翁委員の追加の部分がここには入ってきておりまして、先ほどの説明があったとおりでございます。

それから、15ページの半ばからは財源の問題になってきております。ここはかなり具体的な点まで踏み込んだ意見が16ページにかけて整理されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それから、16ページの半ばからは、これまで主として給付財源の確保の話ですが、今度は年金収入に対する課税の話がここでまとまって取り上げられておりまして、次のページ、17ページの半ばからは、仮に年金課税を強化する場合の増収をどう取り扱うか、これがひと固まりのものでございます。ですからここは国庫負担の引上げ、財源確保という意味と、もう一つは、年金収入に対する課税というもう一つの論点が実はここの中に書かれています。場合によっては、この括り方の全体のタイトルがいいのかどうかは少し考えな

ければいけないかと思っておりますが、とりあえず今の範囲で、この論点整理の仕方につきましてご議論ございますでしょうか。

○ 堀委員

16ページの上の方に新たな追加意見が出ているのですが、これについても考え方をお聞きしたい。この案は、税方式にする場合の財源を具体的に提案されています。サラリーマンは保険料を負担しないが、事業主については特別の税を課すというものです。この特別の税は、現在、事業主が負担をしている分だと思います。そもそも社会保険の保険料は、基本的にサラリーマンの医療保障とか老後保障のためのものですね。サラリーマンの保険料は、自ら病気や老後に備えて拠出をするものです。それに対して事業主が応分の協力をするのが事業主負担分の保険料だと思います。事業主に対する特別の税には、従来は負担していたからという理由以上に、何か理論的根拠があるのかどうかをお聞きしたい。これが1点目です。

2点目は、特別の税の年金費用に占める割合は6分の1ということなのですが、その根拠を教えていただきたいということです。

○ 宮島部会長

これは、どうしましょうか、大山委員、山口委員、小島委員、どなたでも結構でございますが、どなたか。

○ 小島委員

後半の方の6分の1の件については、堀委員がご指摘のように、基礎年金の拠出をしている第2号と第3号分で全体の70%ぐらいになります。その半分は一般財源ですので、3分の1分を第2号が負担しているということになります。その半分は事業主負担が入っていますので、引き続きその分については事業主負担として考えています。

6分の1というのは、国民年金の拠出者全体の人数と、第2号の拠出比率で言うと、厳密にはもうちょっと数字は違うんですが、大まかに6分の1としてあります。

1点目の質問は、2分の1までは一般財源、残りを目的税、すなわち消費税を想定した場合、基礎年金に関わるところの保険料分はなくなるが、事業主分だけ負担を求めるのはどういう意味があるかという質問だと思います。そこは、現在労使で折半負担をしており、引き続き労働者を雇っているという観点で、その分については、2階の報酬比例分と併せて考えるべきであり、ここについては引き続き企業負担を求めていくと考えております。税方式になって、新たな事業主負担を求めるということではなくて、従来、負担していた分を将来的にも負担を求めていくという考え方で整理をしたところであります。

○ 宮島部会長

私が意見を言うのはどうかと思いますが、「社会保障税」という言葉を使っていらっしゃいますけれども、アメリカの事業主の社会保障税というのはまさに事業主負担と全く同じですね。これはそういう理解でよろしいわけですか。これは税と限らないということですね。

○ 小島委員

はい。事業主負担についての社会保障税という言葉を使っていますけれども、いわば現在負担している社会保険料の事業主負担という意味合いです。言葉が適切かどうかということはありますが、社会保険料負担に相当する分という意味合いです。基礎年金分について、保険料相当分を拠出してないのに社会保険料という名前が妥当かどうかということがありましたので、「社会保障税」という表現にしました。これはあくまでも仮の名称です。

○ 矢野委員

私もよくわからないでお伺いしますが、「社会保障税」という名前が適當かどうか別としまして、それを賦課する事業主の意味なんですが、これは厚生年金適用の事業主のみなのか、あるいは、私立学校、国、地方自治体を含むのか。当然基礎年金の負担でありますから、それも含まなければおかしいと思うんですが、それについての整理をしていただきたいということです。

次に、「社会保障税」といった場合に、課税の賦課対象は何か、一体何を対象にして賦課するのか、法人税として考えているのか、あるいは近ごろいろいろ議論がありますけれども、賃金等を対象にした外形標準課税なのか、これはなかなか難しい議論が生まれてくる問題だと思うんですね。これだけ雇用の悪いときに、賃金を賦課対象にするような課税をしたらマイナスだという議論もありますし、そういうことを伺いたい。

また、社会保障税と言っておられる点については以上のような疑問を持つわけですけれども、それ以外の3分の1は間接目的税とするとしてありますが、これは何を賦課対象にするのか、消費税であるのか、その辺についても伺いたいと思います。中身についてはいろいろわからない点もあるし、おかしいではないかという主張もしたいとは思うのですけれども、その前提にある全額税方式といっておる点については、中身は違いますけれども、私どもも同じ考えなので、これは大いに敬意を表したいと思うんですね。

実はほかの先生方にも是非ご理解賜りたいと思うんですけれども、保険料を拠出している労使の委員が、基礎年金について税方式を主張しているということについては是非重く受けとめていただきたいということをお願いしたいと思います。

○ 宮島部会長

もし、今の段階で簡潔にお答えいただける点があれば。

○ 小島委員

三つほどご質問がありますけれども、第1点目の税方式にした場合の事業主負担について、これは今でいう第2号を対象にしておりますので、厚生年金と共済グループも含めた第2号を対象とした事業主負担分という考えです。

二つ目は、何に事業主負担を求めていくか、賦課ベースの問題ですけれども、社会保険料という意味合いですので、賃金を賦課対象ベースにするというのが基本的な考えだろうと思っております。将来的な課題ですが、ご指摘がありましたように、外形標準的なことも将来的には検討してもいいかと思っておりますが、今、念頭に置いているのは賃金ということです。

三つ目の点は、3分の1の目的間接税、これはいわば消費税を念頭に置いております。現行の消費税5%にプラスして年金目的税を上乗せするという考え方です。

○ 宮島部会長

論点は論点ということで、これ以上細かい書き込みはまだ避けたいとは思っておりますので、まだとれないとは思っておりますので。

○ 矢野委員

14ページの下の方に、私と岡本さんの連名での発言が書かれておりますが、前回もご説明しましたように、「次回改正で国庫負担の水準を2分の1に引上げ」と書いてありますのは「消費税を活用して」ということを入れておいていただきたいと思うんです。4ページやその他のところには書かれているのですが、ここだけは、財源が一般財源であるのか何であるのかわからないような表現になっていますので、くどいと言えばくどいのですけれども、主張の意味を正確に反映していただくために、「次回改正で消費税を活用して国庫負担の水準を2分の1に引上げ」と、こういうふうに改めていただきたいと思います。表現の問題でございます。

○ 宮島部会長

はい、わかりました。これは岡本委員とはよろしゅうございますね。

○ 矢野委員

大丈夫です。意見をお聞きしています。

○ 宮島部会長

そういう形で明確にしていただくということで修正させていただきます。

それでは、最後17ページの「5. 支え手を増やす方策」というところから、ここは就労形態を含めたライフスタイルの多様化に対応する年金制度のあり方、18ページは短時間労働者、これは一部議論が先にまいりましたが、短時間労働者に対するもの、在職老齢年金の仕組み、それから次世代育成支援も含む20ページ、21ページ、6. 女性と年金まで一緒に含ませていただきますが、ライフスタイルの多様化に関するもの、第3号被保険者に関するものと、一応ここまででございますが、これの中で、22ページのところは、本文の方で幾つか考え方を触れていると同時に枠外の備考欄でまだこういう論点が考えられる。要するにこれは女性と年金の報告書から、できるだけ論点としては包括的に拾うということをしたわけでありますけれども、このままですると、今まででは割と大きく考え方方が二つ、三つぐらいのものから、ここはたくさんのが並列してしまいますので、この点について、もう少し整理をしていただければと私は思っておりますが、いかがでございましょうか。

確かにできるだけ議論して残しておきたいということはあると思いますけれども、もし必要だというのであれば、この枠外に書いたものを本文の中の論点につけてくるということを一つは考えますし、もう一つは、本文と枠外の備考欄のところを含めて、少しこの案は問題が多いとか、このまま今後検討する際に少しとらえておいておいた方がいいのではないかというようなご意見があれば伺っておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

#### ○ 井手委員

こここのところが散文的といいますか、いろんな意見が混ざったような感じになっておりますが、3号について、特にこの部会でテーマを決めて議論をしたというよりは、追加的に資料を出していただいて、それに対して各委員が、女性と年金検討会に出たVI案についてのそれぞれの意見をお出しになったもので、出た意見だけを本文に書いてあって、出なかった意見を備考欄に書いてあるためにちょっと混乱が起きているのではないかという気がいたしますので、ほかのテーマのように、こういう意見もあると時間をかけてこの中では論議しなかった結果がここに出てるのかなという気もいたしますので、そういう意味では枠外にあるものも、このような意見が検討会で出されたが、それについてはこのような意見が出たというふうに全体がわかるようにまとめていただいた方が理解しやすいのかなという気がいたしました。それから、再掲という形で書いていただいておりますけれども、前回、第3号被保険者制度ですか、女性と年金全体が、支え手を増やす部分と次世代支援というところと大いに関係がありますので、そのところを（注）のような形で、

次世代支援関連とか、支え手を増やす関連というような形で、注書きといいますか、注意喚起をしていただくと、ほかとの関係がわかりやすいかなという気がいたします。

○ 宮島部会長

私も今そのところの処理のことをどうしようか、備考に書いてあるのはやや異例でありますし、これをやつたらほかでもいろいろ出てくる可能性もあるので少し整理しておきたい。今、井手委員のご意見は本文の中に枠外にあるものもまとめるということでしたが、ただし、これは従来の経緯がありまして、女性と年金の報告書で挙げられた論点について、その中で必ずしも本部会では議論されなかった面はここに挙げてあるということなんですね。ですからこれを本文の方に、このような点が女性と年金報告書において提起されたというような形でやるならばいいと思いますが、ただ、年金部会の議論の整理としてはやや異例な感じがするものですから、あえてここに女性と年金報告書で提起された方の考え方を入れて、もしここでできるならば整理をしたい。ただし、それが難しいならば、当面本文の方に入れるのもやむを得ないかという気がしておりますけれども。

逆に言うと、ここで読む限りにおいては、今井委員、大澤委員、井手委員、あともちろん山崎委員、特にここで言及されて、論点として述べられたものが入っているということありますので、この右側の欄外の扱いについて、もう少しご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 山崎委員

私自身もここだけ欄外に（注）書きのようなものがありますて、落ち着きが悪いなと思っているんですが、女性と年金の検討会の報告書は非常にきれいに整理されておりまして、したがって、私自身はあの報告書の整理というものを、この年金部会として承認するという手続をとって、中に入れていただいてもいいのではないかというふうに思います。

○ 宮島部会長

ほかに何かご意見ございますでしょうか。もちろん女性と年金の検討会と年金部会では委員が違っていますから、同じ議論をしてきたというわけでは必ずしもありません。ただ、議論を進めていく中で、初めに申し上げましたように、検討会の議論を尊重するという建前から論点としては、最後の方に一回まとめて取り上げましたけれども、それについて集中的な、改めて一から審議をするということはしなかった点がございます。今、山崎委員のお話のように、女性と年金の報告書で六つほど案があったと思いますけれども、それを年金部会が今後各論を議論していく際の出発点とするということでご了解を得られるならば、もう少し簡略化した形で6案を、こういう形で論点として整理し、今後の議論の出発

点として、取り上げるというのは一つの考え方である。

私は、今日できれば少し委員の方々から、欄外について、これは載せなくていいとか、これだけはこっちに入れるとか、そういうご意見があれば、そういう形で整理できればとは思っておりましたけれども、堀委員。

○ 堀委員

女性と年金の問題は非常に多岐にわたる論点があって、またその解決案も多岐にわたっていますので、一つの欄にまとめるのは難しいと思います。私は、このペーパーの整理の考え方は、部会で出た意見を載せるというものだと考えています。そうだとすると、そういう形で整理した方がすっきりしていると思います。

○ 宮島部会長

ということは、要するに、欄外のままに、意見がないとしたら、これは落とすということですね。

○ 堀委員

はい。

○ 宮島部会長

私も年金部会としては、全体を通じて議論を一回してきたわけですので、年金部会として、それぞれの意見について議論を十分つくしてないけれど、ただ、議論としては、これはぜひともエントリーさせておいてほしいという希望があれば書くのかと思います、先ほどの井手委員のご意見はそう受けとめればそうなのかもしれません、山崎委員の意見はどちらかというと、女性と年金の報告書をここで了承するような形でということでありましたけれども、できれば、年金部会として議論した中で取り上げた論点であるというふうに限定した方がよろしいのではないのでしょうか。我々の年金部会の下につくった検討会の報告書では必ずしもございませんので。

ですから、これについてはエントリーにサポーターがいるかいないかという問題に具体的になってまいりますけど、いかがでございましょうか。中身は余り議論しなくてもいいと思いますが、ともかくこれは論点の整理の中に、こういう形でエントリーをしておくということであれば。例えば欄外の一番上のところの、従来どおり第2号被保険者の負担能力に応じて求めるという方法についてどう考えるかという論点整理。それから、これはどちらかというと、受益者の観点に立って求める考え方、その下、特に育児・介護期間中の取扱いということですけれども、これを独立して取り上げる、あるいは中の論点にこれらと一緒に織り込みながらということも考えられます。もし、この三つを捨てるのは困ると

いうのであれば、ほかにもこのような考え方があるというようなことを少し一括してまとめてしまうという手はあると思います。

どうぞ、山口委員。

○ 山口委員

この三つの部分を捨てるということではなくて、やはり前回の改正のときから、今度2004年に向けてのその中間で一番重要というか、なかなか結論が出なかったことを議論した女性と年金の部分ですから、どう今のこの審議会が受けとめるのかということが非常に注目されておりまますし、そういう中で、井手委員を中心として意見を反映させた部分がありますので、それを受けとめていると、今後の議論の中でもきちんと整理をしていくということが確認をされれば、ここに実際出された意見だけでも私はいいと思いますが、やはり前提としては、捨てるというか、このところでは外しても、今後の議論の中では受けとめ方として、また再議論をすることがあるというものであれば、変にここだけ枠外がある必要はないというふうに思います。

○ 宮島部会長

山口委員としては、この三つを何らかの表現の仕方なり、精粗、書き方あるかもしれませんいけど、本文の方に入れてほしいということでございますか。

○ 山口委員

はい。

○ 翁委員

この三つの「○」というのは、全部6類型というか、どう選択するかというときの視点なんですね。その意味では、こういった視点で検討していくということが今後期待されていますので、そういう書きぶりでこの本文に入れていただいて、3号の問題を引き続きこの部会でも議論していくという、そういう書きぶりにしていただくのがいいのではないかと思います。

○ 宮島部会長

わかりました。それでは、一応この部会の委員のご意見として、この欄外に三つ書いてあります視点、考え方については、余り冗長にならないようにまとめまして、私はこれを分けるよりも、これこれこういうような考え方があるというような形で、できれば一つぐらいに入れ込んだ形で少し簡潔な文章にまとめて、本文の方に残すということを考えておきたいと思いますが、その処理でよろしうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)